議　　題

税務関係部課長会議

１　給与支払報告書のマイナンバー記載誤り等への対応について　（豊橋市提出）

【要旨】

法改正により、平成 29 年度以降の給与支払報告書にマイナンバーの記載が義務付けられました。しかし、マイナンバーの記載誤り及び記載漏れがあるものと想定されます。

そこで、本市では以下のような運用を予定しておりますが、貴自治体の運用予定について御教示ください。

(1) 資料登録

給与支払報告書記載のマイナンバーを登録（事後確認のため無修正）

(2) 特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）

住民基本台帳上のマイナンバーを表記

※住登外者等で調査中の者は、「**********」を表記

(3) マイナンバー調査

住民基本台帳等の基本４情報（氏名、生年月日、性別、住所）が一部でも一致しない者は、個人特定不明者として事業所へ訂正給与支払報告書の提出を求める。

・時期　…　給与支払報告書のその他対象不明者の照会と同時

・頻度　…　２月中旬より週１回程度

２　マイナンバー法に伴う情報の紐付けについて（清須市提出）

【要旨】

マイナンバー法が平成２８年１月に施行され、平成２９年７月には情報連携が始まります。現在、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組みです。

各自治体で管理している課税情報について、市内に住民票の無い納税義務者等は、マイナンバーの把握ができないため、本人や雇用主等に確認する必要があります。特に、固定資産税においては、基本 4 情報が揃わないうえに、複数

で共有している場合の共有者の情報が、乏しいのが現状です。

そこで、マイナンバーの紐付けについて、各税目ごとに、本人への確認等どの程度まで、どのような方法で行うものなのか各市の取り組みについて、ご教示ください。

３　給与所得に係る特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）【第３号様式】におけるマイナンバーの表示について（あま市提出）

【要旨】

平成２９年度課税分から、マイナンバーの利用が本格化しますが、上記様式について、貴市では従業員のマイナンバーの表示について、どのような対応をとられますか？

①特別徴収義務者が提出した給与支払報告書に記載れているマイナンバーで印字

②自庁で保有しているマイナンバーを印字

③印字しない（空欄のまま）若しくは＊表示

④その他（具体的に：　　）

法的には、特別徴収義務者用の通知にマイナンバーを入れて通知する様式となっているため、市町村がマイナンバーを印字して特別徴収義務者に通知しても、マイナンバーの流出の責を問われることはないと思われます（県市町村課に問い合わせた時もそのような返答でした。）が、これは、特別徴収義務者が既に従業員から正しいマイナンバーの提供を受けていることを前提にしていると思われます。そのため、会社が故意（従業員がマイナンバーの提出を拒んでいるような場合）過失は別として、マイナンバーを空欄のまま給与支払報告書を提出したり、或いは間違った番号を書いてきたりした場合、市町村からの通知書を受けて、従業員のマイナンバーを知ることも可能となります。

会社が従業員のマイナンバーを既に把握しているという前提なら、改めて、通知書に記載する必要もないと考えます。近隣の市町の間でも、どのように対応するか、情報交換をしておりますが、まだまだ判断に迷うところです。本市では、マイナンバーの欄は空欄のままで通知することも有りかと考えておりますが、何か法的に問題があるのか、意見交換させていただきたいと考え、議題として挙げさせていただきました。

４　地方税当局からの国への申告書等データの引継に係る状況について（岡崎市提出）

【要旨】

平成 29 年１月４日以降に行われる所得税等の申告については、地方税当局の申告会場から、電磁的記録のまま国税当局に引き継ぐことが可能となります。

このことについて、平成 29 年の申告時期における対応・導入につきまして、各市の状況をご教示ください。

なお、平成 29 年の申告時期では、導入しない場合には、その理由についてもご教示ください。

５　平成 29 年度市町民税・県民税特別徴収税額決定通知書の送付について（岡崎市提出）

【要旨】

平成 29 年度市民税・県民税特別徴収税額決定通知書のうち特別徴収義務者用の送付については簡易書留にて送付することが望ましいとされています。本市では簡易書留を実施した場合、平成 28 年度よりも郵送料金が約 500 万円増と試算しており、財政当局との調整を現在進めています。

そこで各市に対して次の点についてお伺いします。

(1)平成29年度決定通知書の送付を簡易書留で予定しているかご教示ください。

６　納税通知書と納付書の送付について（半田市提出）

【要旨】

半田市においては、行政システムの第３次最適化が予定されており、個人住民税等の納付書の発送方法についても検討するため、各市町の発送状況についてご教示ください。

なお、本市では、個人住民税及び固定資産税については、当初に全納できる納付書と第１期納付書を発送し、第２期以降は納期ごとに納付書を発送しています。また、国民健康保険税については、納期ごとに納付書を発送しています。

（１）次の税目に該当する発送方法をア～オの内からご記入ください。

①個人住民税、②固定資産税、③国民健康保険税

ア．当初に全期納付書と第１期納付書を発送、第２期以降は納期ごとに発送

イ．納期ごとに発送

ウ．当初に各期の納付書をまとめて発送

エ．当初に全期納付書と各期の納付書をまとめて発送

オ．その他 【　　】

（２）この１０年間で発送方法を変更した場合、その税目と変更年度をご記入ください。